

憲法週間記念行事を開催しました！ R8.6.25

刑事裁判手続の説明のあと、実際の刑事裁判を傍聴し、裁判官・検察官・弁護士による傍聴した事件の解説や裁判員制度についての説明、質疑応答を行いました。

参加者の皆様から寄せられた感想や質問の一部をご紹介します。



裁判はもっと淡々と進行するものだと思っていましたが、想像していたよりも法曹三者それぞれの温かみを感じることができました。

事件や担当者によって、裁判の進め方は様々です。淡々と進むこともあれば、人間味や人情を感じるような審理となることもあります。こういった進め方をすることが社会にとって、被告人にとって最も良いのか、法曹三者それぞれの立場から考えて、裁判の審理運営を行っています。

Q.AIを活用した裁判の検討は進んでいるの？

A.現在、よりよい裁判手続の実現に向けて、AIの活用について研究・検討中です。
刑事裁判手続は、その場の雰囲気など、生身の人間によることに意義がある部分も多いため、AIでは代替できない部分もあると考えています。

Q.裁判員に選ばれた事件の関係者が知り合いだったらどうするの？

A.被告人や被害者の親族や同居人のほか、目撃者等の証人はその事件について裁判員になることができません。

毎年5月1日から7日までの1週間は憲法週間です。県民の皆様には司法の機能について理解を深めていただくとともに、司法をより身近な存在として感じていただくことを目的として開催しております。

たくさんのご参加、
ありがとうございました！

■裁判所見学会のご案内■ 山形地方・家庭裁判所では、裁判所見学会を開催しております。
山形地方裁判所総務課庶務係 TEL023-623-9513(直通) 詳しくはウェブサイトをご覧ください。

